

世田谷区公共工事の中間前払金取扱要綱

平成 21 年 7 月 15 日

21 世経理第 273 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共工事の中間前金払について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「省令」という。）及び世田谷区契約事務規則（昭和 39 年 3 月世田谷区規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(中間前金払の制限)

第 2 条 規則第 51 条の規定による部分払を行ったものについては、その後に規則第 50 条の 2 第 1 項に規定する中間前金払（以下「中間前金払」という。）はしないものとする。

2 前項に定める場合のほか、区長が予算執行上の理由その他やむを得ない理由があると認めるとき又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前金払の全部又は一部をしないことができる。

(中間前金払に係る認定)

第 3 条 契約担当者は、中間前金払をするに当たっては、契約の相手方に工事につき省令附則第 3 条第 3 項に掲げる要件を満たすことの認定（以下「中間前金払に係る認定」という。）を受けさせるものとする。

2 中間前金払に係る認定は、契約の相手方からの認定請求書（第 1 号様式）による請求に基づき行うものとする。

3 契約担当者は、前項の請求があったときは、直ちに世田谷区工事施行規程（昭和 50 年 9 月訓令甲第 33 号）第 4 条第 1 項に規定する工事に関する事項を主管する課長（以下「主管課長」という。）に当該請求に係る工事について調査をさせるものとする。

4 主管課長は、前項の調査により、当該請求に係る工事について中間前金払に係る認定をするときはその旨を認定調書（第 2 号様式）により、認定をしないときはその旨を書面により当該請求をした者に通知するものとする。

(中間前払金の請求手続)

第4条 契約担当者は、中間前払金の請求をしようとする契約の相手方に、その者と保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）とが締結した当該請求に係る中間前払金に関する保証契約の証書を提出させるものとする。

2 契約の相手方は、前項に規定する保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証会社が定め、区が認めた措置を講ずることができる。この場合において、区は、契約の相手方から当該保証証書を提出されたものとみなす。

3 契約担当者は、必要と認める場合は、中間前払金の請求時期を別に指定することができるものとする。

（準用）

第5条 世田谷区公共工事の前払金取扱要綱（昭和49年3月30日世経理発第17号）第3条から第5条まで、第7条から第11条まで及び第13条の規定は、中間前金払について準用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月15日から施行し、同日以後に締結される工事請負契約について適用する。

2 この要綱の施行の日以前に、中間前金払の対象となる公共工事である旨、中間前金払の率等を入札条件又は見積条件として入札参加者に明示した工事の請負契約であって、施行日以後に締結されることとなるものについては、第5条において準用する世田谷区公共工事の前払金取扱要綱第4条の規定により中間前金払の対象となる公共工事である旨、中間前金払の率等を入札条件又は見積条件として明示したものとみなす。

附 則（平成24年12月7日24世経理第583号）

この要綱は、平成24年12月7日から施行する。

附 則（令和4年3月31日3世経理第789号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。